



発行 東京都

目次

告示

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定……………
- ……………（住宅政策本部民間住宅部安心居住推進課）…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 保安林の指定予定……………（産業労働局農林水産部森林課）…
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………（建設局公園緑地部公園課）…
- ……………（建設局公園緑地部公園課）…
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………
- ……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…

告示

●東京都告示第六百七十四号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号。以下「法」という。）第四十条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定をしたので、

法第四十一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月二十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 支援法人の名称 株式会社うぐいす不動産
- 二 支援法人の住所 栃木県小山市城北二丁目十九番地四
- 三 支援業務を行う事務 板橋区弥生町三十三番三号西野ビル五階
- 四 指定年月日 令和四年三月三十一日

●東京都告示第六百七十五号

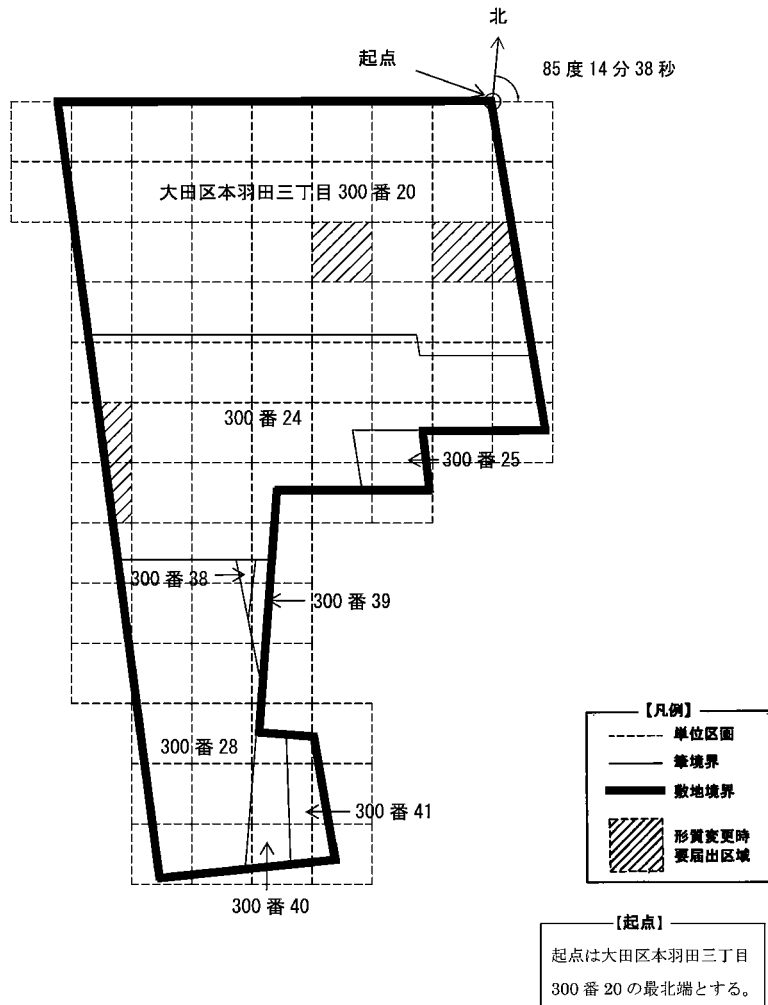
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年四月二十七日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区本羽田三丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度 (85度 14分 38秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百七十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年四月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

西多摩郡奥多摩町境字入水根一九五番一及び一二一三番イ(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第六百七十七号

東京都立公園条例(昭和三十一年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

令和四年四月二十七日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

東京都立桜ヶ丘公園 別図のとおり 令和四年四月二十八日

別図

東京都立桜ヶ丘公園 区域変更略図

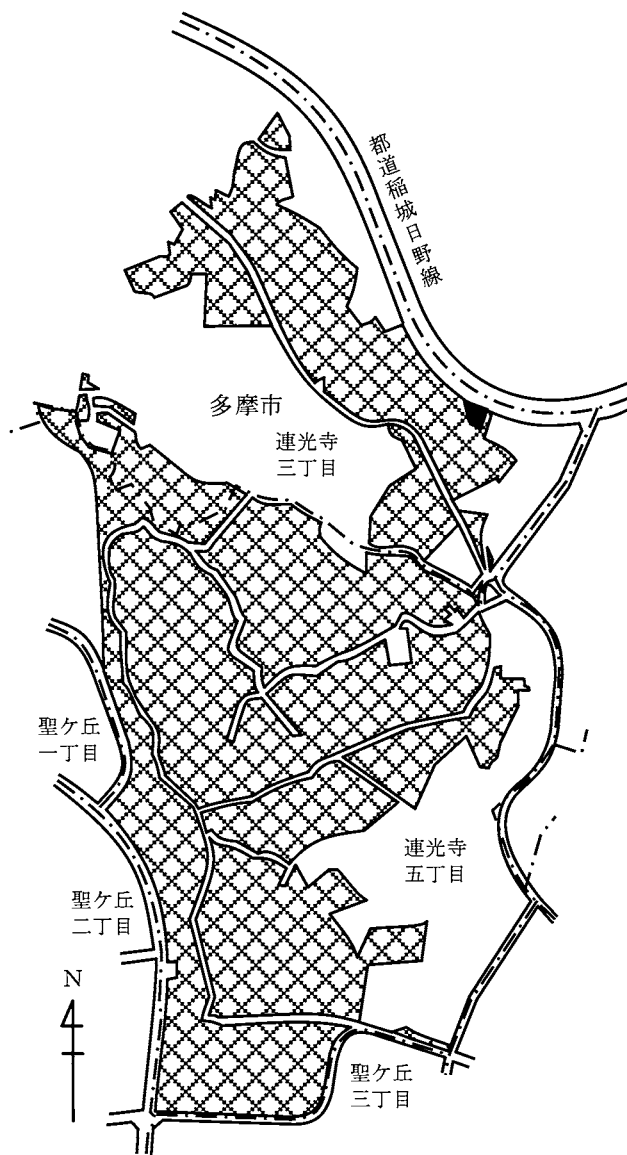
変更箇所 多摩市連光寺三丁目



変更前の区域 面積 三三九、三二二・三八 平方メートル

追加区域 面積 六二三・九二 平方メートル

変更後の面積 三三九、九四六・三〇 平方メートル



公告

認定特定非営利活動法人の認定の失効について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和四年四月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人総合画像研究支援

二 代表者の氏名

大隅 正子

三 主たる事務所の所在地

千代田区平河町一丁目七番五号

四 失効の理由

特定非営利活動促進法第三十一条第一項に規定する解散をしたため

五 失効年月日

令和四年二月二十日

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に

供する。

令和四年四月二十七日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)世田谷船橋六丁目計画

イ 店舗所在地 世田谷区船橋六丁目三十一番一号ほか

ウ 設置者名 SMFLみらいパートナーズ株式会社

(二)ア 店舗名 (仮称)コーナンPRO世田谷八幡山店

イ 店舗所在地 世田谷区八幡山一丁目九番二十六号

ウ 設置者名 コーナン商事株式会社

(三)ア 店舗名 若葉ケヤキモール

イ 店舗所在地 立川市若葉町一丁目七番一号

ウ 設置者名 東神開発株式会社

(四)ア 店舗名 セレオ国分寺

イ 店舗所在地 国分寺市南三丁目二十番三号

ウ 設置者名 株式会社JR中央線コミュニケーションデザイン

(五)ア 店舗名 町田東急ツインズ

イ 店舗所在地 町田市原町田六丁目四番一号ほか

ウ 設置者名 株式会社東急百貨店

二 東京都の意見の概要

ア 概要

(一)から(五)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和四年二月二十五日及び同年三月三十日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

令和四年四月二十七日から同年五月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業

イ 店舗所在地 中央区八重洲二丁目一番ほか

ウ 設置者名 八重洲二丁目北地区市街地再開発組合ほか一名

(二)ア 店舗名 (仮称)ライフ西荻北五丁目計画

イ 店舗所在地 杉並区西荻北五丁目百二十五番地ほか

ウ 設置者名 株式会社ライフコーポレーション

(三)ア 店舗名 (仮称)足立区東和三丁目計画

イ 店舗所在地 足立区東和三丁目百二十五番ほか

ウ 設置者名 株式会社サンベルクスホールディングス

(四)ア 店舗名 ドン・キホーテ六本木店

イ 店舗所在地 港区六本木三丁目十四番十号

ウ 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要

(一)から(四)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮すると

ともに大規模小売店舗立地法第四条に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和四年三月二十三日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

四 縦覧期間

令和四年四月二十七日から同年五月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

